

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3号機(520))」
2. 日時：令和2年7月10日 13時30分～16時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)
4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社

原子力発電本部 原子力経年対策G長 他13名※

5. 要旨

- (1) 九州電力株式会社(以下「九州電力」という。)から、玄海原子力発電所第3号機原子炉容器上部ふた取替え工事並びに蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更工事に関する設計及び工事計画の概要について、資料に基づき説明がなされた。
- (2) 原子力規制庁は、九州電力からの説明を受け、以下の点について説明を求めるとともに、引き続き審査を進める旨伝えた。
 - 今回の各々工事計画における変更箇所について整理して説明すること。
 - 適用条文の補足説明資料に関し、適用・非適用の理由については具体的に記載すること。
 - SG保管庫の共用化について、新規性基準に適合させるために必要な条文が適用されていることを説明すること。
 - 添付P10(3)-10に記載しているガンマ発熱量と、P10(3)-15の第4-2-1表に記載しているガンマ発熱量が異なるため、再確認すること。
- (3) 九州電力より、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所3号機 原子炉容器上部ふた取替工事の概要について
- ・玄海原子力発電所3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料(原子炉容器上部ふた取替え工事)
- ・玄海原子力発電所3号機 蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更工事の概要について
- ・玄海原子力発電所3号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料(蒸気発生器保管庫共用化及び保管対象物変更工事)

以上